

# 学校水泳に 潜在するリスクと 「安全水泳」導入の提案



鳴門教育大学准教授  
**松井敦典**

豊かな水環境を活用していくためには、水辺・水中・水上において周囲の状況を理解・分析し、そこで安全・適切に活動できる能力を身につける必要がある。安全に水と向き合うにはどのような知識・技術が必要なのだろうか。

## 水泳学習中に発生する事故

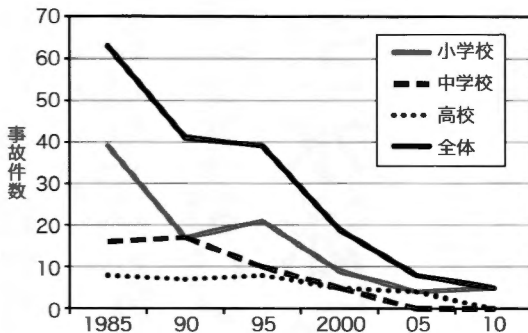
学校管理下における水泳時の死亡事故は、昭和58年から平成24年までの30年間に212件（部活動を除く）発生しており、年平均約7人の児童・生徒の命が失われてきた。このうち、授業中に起こったものが152件（72%）、プールで起こったものが196件（92%）である。

学校管理下における水泳時の死亡事故は、昭和58年から平成24年までの30年間に212件（部活動を除く）発生しており、年平均約7人の児童・生徒の命が失われてきた。このうち、授業中に起こったものが152件（72%）、プールで起こったものが196件（92%）である。

## 事故の発生状況

212件の事故のうち、死因が急性死・突然死とされるものが96件（45%）、溺死とされるものが94件（44%）であり、前者に対しては健康状態や体調の適切な掌握管理と心身に無理のない指導プログラムの提供が、後者には溺水に至らないための技能の習得や指導中の安全管理が求められる。

溺水事故の多くは、溺水に至る前の発見と救命措置等により、死亡や重篤な事態を回避できる可能性がある。しかし、水に入った状態の児童・生徒に起きた事故146件のうち、指導教員が異常発生時にそれを感知できなかったとみられるケースは76件（52%）であり、半数以上が指導者に気付かれることなく発生している。特に一刻を争う溺水時の救命措置の遅れが、その後の救命率に影響することは言うまでもない。一方、異常の第一発見者がその場に一緒にいた児童・生徒であることが多く、事故発生時の重要なバイスタンダーとなつている。活動中の監視体制の充実だけでなく、バディ・システムの徹底を含めた安全管理体制の構築が求められる。



「学校管理下における水泳時の死亡事故」(学校リスク研究所、2014年4月) 資料に基づき筆者作成

図1 学校管理下における水泳死亡事故件数の変遷

その件数は著しく減少している。これは、わが国全体の水難死亡事故が減少していることにも連動しており、学校水泳の成果としてみることができ。しかし、水泳学習の機会の減少や喪失が事故発生件数の減少に関与している可能性も否定できない。

事故数は減少傾向にあるものの、ひとたび事故が起これば、担当教員及び学校はその責任を問われることになる。特に今日

では学校事故に関する社会的関心が高まり、それに対する学校側のコンプライアンスとアカウンタビリティが厳しく追及される傾向にある。傷病者やその家族親族、報道機関等に適切に対応し説明できるような体制づくりも、学校に必要なリスク管理であると言える。

### 事故事例に見る 水泳学習中のリスク

学校水泳におけるコンプライ

アンスの抛り所となるものには、指導においては、学習指導要領およびその解説、指導の手引き等が、プール管理においては、「遊泳用プールの衛生基準について」(厚生労働省、2007)や、「プールの安全標準指針」(文部科学省・国土交通省、2007)等が挙げられる。しかし、これら規則や基準等が網羅する範囲の外で、事故を招くリスクが発生している。

平成22年に京都市の小学校で発生した溺死事故においては、その発生原因と対策を検討する第三者事故調査委員会が設けられた。その報告書の中の、水泳指導中のリスクに関する分析を紹介したい。

その中で、事故発生に関与するリスク要因として挙げられている事項は次のとおりである。

○水位管理及び運用(学習者の体格・技能に適した水深の提供、場所と水深との関係づけ)

○学習者の現状(身体特性、健康状態、現有技能)の正確な把握とそれに適した課題の提供

○指導計画の立案(目的、内容、方法の明確化と共有)

○低学年児・初心者への配慮(特に異学年合同指導の際)

○活動内容の選択(「自由遊泳」や集団遊び等の実施の是非、大型フロート等の導入の是非)

○バディ・システムの導入とその方法の徹底

○教員間の適切なコミュニケーション(指導、安全管理)

水泳指導が関係する規則や基準等に則って実施されていたとしても、これらリスク要因に関する管理が不十分であると、それ相当の無理や危険性が発生し、児童生徒に何らかの困難が生じる可能性が増大する。水中での困難は、即時に溺水の可能性へと発展する。水泳指導を担当する教員および指導者は、その学

習の場で起こり得る様々な事態を想定しながら、そのリスク要因をできるだけ排除するよう努める必要がある。

## 安全水泳とは

我々は水から多くの利益を得ることができ、反面、水の特徴とそのふるまい、その中で人がとるべき行動とその方法を知らない、最悪の場合、生命に関わる事故に至る可能性が生じる。人が豊かな水環境の中で安全に行動し、その水環境を活用して生きていくためには、「水辺・水中・水上において、水や自身周囲の環境の状態を理解・分析し、そこでの活動を安全かつ適切に実施できる能力」を身につける必要がある。

この能力は「ウォーター・セーフティー・リテラシー」(water safety literacy)と呼ばれている。ほぼ同様の意味で“water safe-

ty awareness”や“water wise”と表現される場合もある。我々はこのことを「水上安全」または「安全水泳」と呼ぶのが相当であろう。

## 安全水泳の技能

ノルウェー国立スポーツ科学学校のストールマンらは、ウォーター・セーフティー能力の獲得を念頭に置いた水泳指導を展開している。初心者に与えられる学習課題として、以下の8つを挙げている。

- ① 深い水深へのエントリー（立ち飛び込み、または逆飛び込み）。
- ② 入水後、浮上し、水面に横たわり、泳ぎ出す。
- ③ 水面から潜り込み、ゆったりとした潜水泳ぎをする。
- ④ 少なくとも2つの泳法で泳げる。ひとつはうつ伏せ泳ぎで、もうひとつは仰向け泳ぎで。
- ⑤ 泳ぎ方に合わせた楽な呼吸が

でき。

- ⑥ 水中で姿勢を変えることができる（例えば仰向けからうつ伏せへの回転、その逆も）。
- ⑦ 進行方向の変更（右ターン・左ターン、それぞれうつ伏せと仰向けで）。
- ⑧ 浮いて待つ（最低限の動きで水面休止）。

注目すべきことは、これらの課題は一連の実践研究により抽出された溺れる原因と直結しており、これらを解決することによりそのリスクは排除され、安全を確保するための基礎的なスキルを修得したことになることである。

課題の成否は「何分」「何メートル」できたではなく、「どのように」それができたかで判定すべきであり、その判定ができることが水泳指導者としての適性でもあるという。これら8つの課題に合格した子どもは「溺れない」泳げる」ことになり、

初心者としての保護観察の対象から外れ、深いプールに入るとも許される。また、このことが、ダイビング、サーフィン、カヌー、ヨット等の発展的な水辺活動を実施することの基盤ともなり、それらの活動におけるリスクも軽減させることができる。なお、このことを子ども自身に自覚させ、自信と自立心を持たせるために、何らかの「認定証」を与えることが望ましいとしている。

## 安全水泳の知的理解

ウォーター・セーフティーは、そのための実践技能だけでなく、関連した知的理解とそれに基づく行動と態度が伴わなければならない。その内容には次が挙げられる。

- ① 水辺・水中で起こり得るリスクを多く知っていること。
- ② リスクの存在に気づくこと。

③リスクの程度と質を理解し、それを回避または軽減する方法を見いだせること。

④自分に対するリスクと同様に、他者に対するリスクにも気づき、分析し、それを伝えることができること。

⑤リスクを回避・軽減する方法を積極的に取り入れ、実践し、仲間や他者とも共有できること。

すなわち、ウォーター・セーフティーは単に水辺での安全知識や技術だけでなく、それを生活や社会の中で活かしていくための態度や人格的な要素にも関係している。ルールや社会規範、他者との積極的なかわり合いや他者に対する思いやりを含んだ、総合的な社会力・人間力の育成にも関係する。このように、ウォーター・セーフティーは人々が持つべき教養・文化であり、ここに学校教育の中で取り扱う意義がある。

## 安全水泳としての着衣泳

文部省(当時)は、1993年に発刊した『水泳指導の手引き』において、着衣での水泳指導の取り扱いに関して言及している。「着衣での水泳指導の目的は、水の事故を未然に防ぐため、プールなどでの水着での泳ぎと違う泳ぎにくさを身をもって体験させ、そこから不慮の事故に出会ったときの落ち着いた対応の仕方を学ばせることにあり」とし、「学校の諸条件が許せば、児童生徒に着衣したままでの水泳を体験させることは有意義なことといえる」と記している。また、その改訂版である2014年発行の『水泳指導の手引き』において、着衣泳の内容容記述はさらに増強され、その意図や取り扱いの解説とともに練習法の指導例が示されている。このように、着衣泳は安全水

泳を実現するための方策として紹介され、各学校で実践されている。着衣泳は、単に着衣状態での所作を学ぶのではなく、状況(リスクの内容)の把握、安全を確保するための作戦の立案(思考・判断)、その実行(技能)を意識させ、そのようなプロセスを実行するためのドリルを与えることにより、主体的に自信を持つて(態度)、危険を回避し安全を確保することを課題とすべきであり、これを解決することが水上安全能力の獲得につながるであろう。

## 安全水泳導入の効果

プール事故の可能性を高めるリスク要因は、ハード的にもソフト的にも学校側が管理しコントロールするべき事項である。すなわち、事故を招くような高リスク状態発生要因は、指導者側のリスクに気づいたり感じ

取ったりする感覚の欠如にあると言つても過言でない。

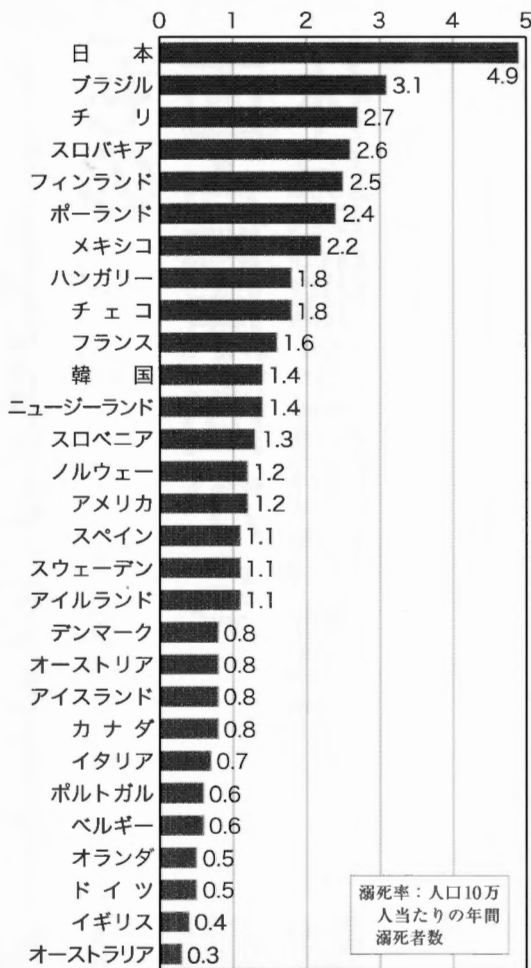
前に挙げた安全水泳の知的理解の内容は、学校側が指導体制として完備しなければならない条件でもある。したがって、安全水泳の内容を水泳学習に採用すること自体が、学校や教員にも、それを学ぶ児童生徒にも、確実に安全をもたらす効果が期待できる。

また、安全水泳を通して人間に必要な基本的な能力を開発することは、義務教育としてふさわしいだけでなく、今日その必要性が叫ばれている安全教育や防災教育としての内容でもある。他の教科体育の内容との関係や位置づけなど、それを導入することに伴う課題も少なくないと思われるが、プール事故発生の機序やその場に潜在する様々なリスク要因を鑑みると、ウォーター・セーフティーを念頭に置いた水泳指導の必要性は明らか

## 学校水泳の発展に向けて

であり、今後より良い水泳教育のあり方を検討する上では重要な観点となるであろう。

ほとんどの日本の学校には自前の水泳プールがあり、そこで水泳の授業が行われているという事実は、世界でも稀に見る特徴であり、各国からは注目的である。しかし、WHO（世界保健機関）の統計を見る限り、



WHO Mortality Database (2012) より筆者集計作成  
各国の溺死率は2006～2009年の4年間の平均値。ただし、アメリカ、ニュージーランドは2005～2008年の4年間、アイスランド、ポルトガルは2007～2010年の4年間の平均値。

図2 溺死率の国別比較

日本は先進国の中では最も溺死率の高い国(図2)であり、施設や授業の充実の度合いと相反しているという実状がある。やつてはいるが成果の伴わない、日本独自のガラバゴスのな水泳学習だと言われても反論することが難しい。

いま、学校水泳に必要なことは、これまでに蓄積した水泳指導の財産に加えて安全水泳を念頭に置いた学習内容を取り入れ、

生涯にわたる安全力としての「泳力」をしつかり身につけさせていくことと、そのための技能課題を精選し、指導内容およびその方法を進化させていくことである。近年これらを対象とする授業研究や指導実践が増えつつあり、今後の発展に期待したい。

今後は、安全水泳学習を推進し、さらに充実した学習環境の提供と、それにふさわしい個人

や集団の能力の開発をめざすとともに、日本の学校水泳の精神とその方法を、世界に向けて胸を張って発信できるように努力していくことが求められよう。

(まつい あつのり)

### 主な参考文献

- 内田良、学校リスク研究所(2014)、学校管理下における水泳時の死亡事故、学校リスク研究所提供資料
- 松井敦典(2011)、命を守る「安全水泳」の視点から水泳教育を問う、体育科教育、7、18、21
- 京都市教育委員会(2014)、京都市養徳小学校プール事故第三者調査委員会報告書
- Stallman RK, Junge M, Blixt T (2008): The Teaching of Swimming Based on a Model Derived From the Causes of Drowning. IJARE 2: 372-382.
- 文部省(1993)、水泳指導の手引き(改訂版)、学校体育実技指導資料第4集、東洋館出版社
- 文部科学省(2014)、水泳指導の手引き(三訂版)、学校体育実技指導資料第4集、アイフィス
- WHO (2012): WHO Mortality Database documentation, 9 July 2012 update, Retrieved Sep. 24, 2012, from <http://www.who.int/whosis/mort/download/index.html>